

プラスチック資源分別収集の対応方針について

1 経緯

国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まるなか、地方自治体にプラスチックごみの分別収集及び再資源化措置に努めるよう定めた「プラスチック資源循環促進法」が令和3年6月に公布された（令和4年4月施行予定）。

2 本市の対応方針（案）

(1) 基本的な方針

国の方針に基づき、現在、燃やすごみとして排出されている製品プラスチックを資源として分別収集することにより、プラスチック焼却による温室効果ガスの排出量削減とプラスチック資源循環の促進を図る。

(2) 分別収集案

① 対象プラスチック

概ねプラスチック単体でできているものとする。

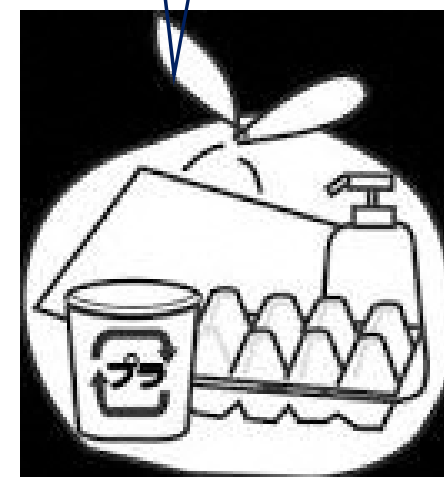
なお、金属との混合物や電池混入物は除外する。



現在燃やすごみとして排出されている製品プラスチックを容器包装プラスチックと同じ袋に入れて出す

② ごみの区分・出し方

容器包装プラスチックと製品プラスチックを合わせて「プラスチック資源」とし、両者を同じ袋に入れて出す。



③ 収集日（収集頻度）

現在の容器包装プラスチックの収集日とする。

資源回収の
月 2 回 + 第 5 週

<現在>							<変更案>						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3					1	2	3
4	5	6	7	8	9	10	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30		25	26	27	28	29	30	

燃やすごみ（毎週火・金曜日）	燃やすごみ[製品プラ除外]（毎週火・金曜日）
燃やさないごみ（第 4 木曜日）	燃やさないごみ（第 4 木曜日）
びん（第 2 水曜日）	びん（第 2 水曜日）
資源回収[容プラ含む]（第 1・3 木曜日）	資源回収[製品プラ追加]（第 1・3 木曜日）
第 5 週容プラ	第 5 週資源プラ（容プラ・製品プラ）

3 解決すべき課題

① 分別収集案の詳細検討

国から公表された「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」などを踏まえ、関係団体との協議や市廃棄物総合対策審議会での審議等により、対象製品プラスチックなど分別収集案を検討し、分別基準を策定する。

② 中間処理施設等受入体制の検討

市中間処理施設の整備に必要な前処理設備や施設規模等を検討するとともに、民間企業における受入体制の動向を探る。

容器包装プラスチックを中間処理している戸室リサイクルプラザの現施設では、硬質な製品プラスチックの破袋・選別から圧縮・梱包までの前処理は不可能であり、施設の改修が必要となる。

③ 再商品化事業者への引渡方法の検討

指定法人ルートと国の計画認定を受けて再商品化事業者へ引渡す方法を比較検討する。

収集したプラスチック資源については、下記のどちらかを選択し、リサイクルを行う。

- ①容器包装リサイクル法の指定法人に委託する方法
- ②市が再商品化事業者と連携して作成した再商品化計画（国の認定必要）に基づく方法

4 収集開始時期

上記課題を検討後、プラスチック資源を再商品化できる体制が決定した時点で公表し、住民へ十分な説明を行ったうえでプラスチック資源分別収集を実施する（**現段階で開始時期は未定**）。